

令和 7 年 第 1 回定例会 総務企画委員会資料

令和 6 年度 政策企画部主要事業の経過等

1	報告事項の概要等	2
2	移住・二地域居住の推進について	6
3	茨城県土地利用基本計画の変更について	8
4	シン・いばらきメシ総選挙 2024 開催後の取組 について	14
5	カーボンニュートラル産業拠点創出に向けた 実行可能性調査費補助金の取組状況について	16
6	鹿島都市開発（株）への県長期貸付金の償還計画 見直しについて	17
7	つくばエクスプレス（TX）延伸構想 事業計画素案 の策定について	19
8	DX 推進プロジェクトの実施状況について	21
9	令和 4 年度茨城県県民経済計算推計結果について	24
10	水道事業の広域連携について	25
11	県北振興の取組について	28

令和 7 年 3 月 13 日

政策企画部

1 報告事項の概要等

(1) 移住・二地域居住の推進について

- 本県への移住・二地域居住を推進するとともに、将来的な移住につながる関係人口の創出・拡大を図るため、移住支援金の支給や東京圏の若手人材と地域の課題解決に意欲がある地元企業をマッチングする副業プロジェクト、県内外の方が集い、交流を通して茨城とつながる機会を創出するオンラインコミュニティの運営等を実施。

(2) 茨城県土地利用基本計画の変更について

- 国が定める国土利用計画（以下「全国計画」という。）を基本とする茨城県土地利用基本計画について、令和5年7月に閣議決定された第六次全国計画を踏まえた所要の見直しを行うため、令和7年3月中の変更を予定。

(3) シン・いばらきメシ総選挙 2024 開催後の取組について

- 県内全44市町村が参加し開催した「シン・いばらきメシ総選挙 2024」のグランプリをはじめとする受賞グルメ等について、県内外に集中的なプロモーションを展開。
- 本年1月には首都圏メディア等対象とした試食会を東京で開催したほか、2月にはシン・いばらきメシ再集結グルメフェスをつくば市及び牛久市で実施。

(4) カーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金の取組状況について

- 「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」の取組として、新エネルギーの導入やサプライチェーン構築等に向けて民間企業が行う実行可能性調査を支援するため、「カーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金」の公募を実施し、3件を採択。

(5) 鹿島都市開発（株）への県長期貸付金の償還計画見直しについて

- 鹿島都市開発（株）は、ホテル新館建設時に県から受けた約 115 億円の無利子長期借入金（令和 5 年度末の未償還額約 57 億円）について、平成 30 年度以降は年間約 3.8 億円の償還を継続しているが、今回のホテル事業等の売却に伴う事業規模の縮小により、今後、現在の償還額での償還が困難になると見込まれることから、同社の経営安定と確実な県貸付金の償還に向け、償還計画の見直しを行う。

(6) つくばエクスプレス（TX）延伸構想 事業計画素案の策定について

- 令和 5 年度から事業性を高めるための調査・検討を実施し、関係機関との調整のベースとなる延伸構想に係る事業計画素案の策定を進め、令和 7 年 2 月 25 日に公表。
- より詳細な需要予測モデルを用いた分析により、土浦延伸と東京延伸の一体整備により黒字化が早まるといった検討結果を受け、今後、関係者との調整等を進めるとともに、事業計画素案の磨き上げを行う予定。

(7) DX 推進プロジェクトの実施状況について

- ビッグデータや AI 等のデジタル技術を活用した新たな行政サービスの創出を目指し、内水氾濫時の避難誘導を的確に行うため、AI が危険水位を自動で監視する仕組みなど、県民の安心安全につながるシステムを構築し、その有効性を実証するプロジェクトを実施。
- また、デジタル技術に関する知見を持ち、県民や企業ニーズに即した施策を立案・推進することができる職員を育成。

(8) 令和 4 年度茨城県県民経済計算推計結果について

- 令和 4 年度県民経済計算の推計結果では、本県の名目経済成長率は 0.3%、実質経済成長率は 0.7% と、いずれも 2 年連続のプラス成長となるとともに、1 人当たり県民所得は前年度と比べ 0.8% の増となり、県内総生産及び 1 人当たり県民所得ともに過去最高額を更新。

(9) 水道事業の広域連携について

- 県では、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、「茨城県水道ビジョン」に基づき、大規模な浄水場を活用して小規模な浄水場を統廃合する施設の全体最適化、県企業局と市町村等との「経営の一体化」によるスケールメリットを活かした経営、国交付金の活用など、市町村等と連携して検討・調整を実施。
- 令和7年2月26日に、県企業局を統合先とする経営の一体化（経営統合）を進める方針に合意した21市町村と基本協定を締結。
- 今後、茨城県広域的連携等推進協議会において、市町村とともに経営統合に向けた詳細な諸条件の調整を進め、3年程度での経営の一体化の実現を目指す。

(10) 県北振興の取組について

- 政策企画部が実施している県北地域の振興事業について、前回定例会以降進捗等があった主なものを報告。
 - ① 県北中小企業意識改革事業
 - ・ 県北地域の中小企業の新事業展開を促すため、公募により選定した10社のビジネスプランについて、多様な参加者がアイデアを出し合いプランの磨き上げ等を行うアイデアソンを開催し、1月に最終報告会を実施。
 - ② 県北起業家育成事業
 - ・ 県北地域における地域課題をビジネスにより解決する起業・複業型地域おこし協力隊の活動を支援し、これまでに委嘱した39名の協力隊のうち30名が起業を実現。

(11) 令和6年度県出資法人等経営評価結果（資料3-2関係）

- 「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」第8条の規定に基づき、政策企画部所管の「鹿島都市開発株式会社」及び「鹿島臨海鉄道株式会社」の経営評価を実施。
- その結果、鹿島都市開発株式会社が「大いに改善を要する」、鹿島臨海鉄道株式会社が「改善の余地あり」となった。

**(12) 令和6年度包括外部監査の結果及び今後の対応について
(資料3-3関係)**

- 令和6年度の包括外部監査では、「基金等の管理と運用について」をテーマとして、政策企画部では3機関を対象に監査が実施され、政策企画部の事務に係るものについては、指摘2件、意見1件があった。

2 移住・二地域居住の推進について

(1) 目的

地方移住への関心の高まりや、多様な働き方の普及を踏まえ、東京圏との近接性や住みよさなど本県の強みを生かして、移住・二地域居住を推進するとともに、将来的な移住につながる関係人口の創出・拡大を図る。

(2) 概要

① わくわく茨城生活実現事業

東京 23 区等から本県へ移住し、就業・起業した者等に対して、市町村を通じて、移住支援金（世帯：100 万円（子育て加算：最大 100 万円/人）、単身：60 万円）を支給。

<実績（令和 7 年 1 月末時点）>

- ・令和 6 年度支給件数：120 件（子育て加算 96 人）
（要件別内訳：就業 5 件、起業 1 件、テレワーク 71 件、関係人口[※] 43 件）

※移住体験ツアーなど県や市町村が実施する事業への参加者等

② 東京圏の若手人材を呼び込む副業プロジェクト

ア iBARAKICK!（イバラキック）

挑戦に意欲的な県内企業と東京圏で活躍する若手人材との協業支援を通じて、関係人口を創出する副業プロジェクト

<実績>

- ・受入企業：15 社
- ・副業人材：18 人（大手広告代理店や大手鉄鋼メーカーの社員、フリーランス等）
- ・成果報告会：令和 7 年 3 月 1 日

取組例

梅を使用した菓子土産品の新商品開発（食品加工業/大洗町）

古民家宿の SNS による集客強化及び地域資源を活かしたコンテンツ造成（宿泊業/大子町）



[梅を使用した菓子土産品の試作]



[古民家宿での副業人材との会議の様子]

イ 企業協働型地域おこし協力隊

地域おこし協力隊として委嘱された隊員が、本業のスキルを生かしながら、民間企業と協業し、最大3年間、長期的な地域課題解決に挑むプロジェクト
＜実績＞

- ・受入企業：2社
- ・隊員：2人（各社1人、令和5年10月1日委嘱）

（プロジェクト内容）

- ・八千代商事（日立市）：県産木材の地産地消を促進するコミュニティスペース（新社屋）の設計及び掲示板の制作
- ・いたこミズベデザイン（潮来市）：空き家を活用し、地域の賑わいを創出する水辺のコミュニティ拠点づくり

③ オンラインコミュニティの構築・運用

県内外の方が集い、交流を通して茨城とつながる機会を創出するため、オンラインコミュニティ「いばコミ！」を運用

＜実績＞

- ・オンラインコミュニティ登録者数：496名（うち県外登録者数：284名）
- ・オフラインイベント参加者数：8名（令和7年2月8日実施）



[オンラインコミュニティ「いばコミ！」]



[東京で実施したオフラインイベントの様子]

3 茨城県土地利用基本計画の変更について

(1) 目的

国が定める国土利用計画（以下「全国計画」という。）を基本とする茨城県土地利用基本計画について、令和5年7月に閣議決定された第六次全国計画を踏まえた所要の見直しを行うため、令和7年3月中の変更を予定している。

(2) 変更の概要

全国計画の見直し等を踏まえた視点・要素の追加、記載事項の追加などを行う。

① 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題（第1章2）

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化等を考慮

- ア 本格的な人口減少・高齢社会の急速な進展に伴う県土管理水準の低下
- イ 自然災害の激甚化・頻発化による安全・安心への県民の意識の高まり
- ウ 県土の自然環境の変化に影響を及ぼす地球温暖化等に伴う気候変動
- エ 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携
- オ ア～エの変化に対応するためのデジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決の必要性

② 県土利用の基本方針（第2章2）

①で示した県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、県土利用の基本方針を以下のとおり定め、県土の有効利用と適切な維持管理を図る。

- ア 適切な県土管理を実現する県土利用・管理
地域管理構想の推進、低未利用土地や空き家の利活用の円滑化 など
- イ 安全・安心を実現する県土利用・管理
流域治水の推進、森林の整備・保全 など
- ウ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管理
カーボンニュートラルの実現 など
- エ 県土利用・管理DXを含む複合的な施策の推進
デジタル技術の徹底活用、各主体が所有するデータのオープン化による利活用の促進 など
- オ 多様な主体による県土利用・管理
多様な主体の参加や官民連携による取組 など

(3) 変更に係る経過等

令和6年7月26日	県国土利用計画審議会に変更計画の原案を諮問
9月5日～10月4日	パブリックコメントの実施（提出意見なし）
9月19日	令和6年第3回定例会 総務企画委員会にて報告
10月28日～12月12日	市町村への意見聴取（法定）
12月25日	県国土利用計画審議会にて計画案について審議
令和7年1月10日	県国土利用計画審議会から計画案の答申（法定）
2月13日	国土交通大臣への意見聴取（法定）
3月（予定）	計画変更の決定、公表

(4) 意見聴取時の主な意見

(3) の計画変更に係る経過の中での原案に対する主な意見は以下のとおり。（意見の反映状況については参考資料参照）

(主な意見)

- ・ローカルな交通が地域交通の足となっている現状から、これを支えていくような方向性の記載を追記するべきではないか。
- ・森林の保全については、炭素固定効果という面からも非常に重要なので、計画の中で言及してもいいのではないか。
- ・「自助・共助・公助」といったキーワードは、現計画に引き続き記載すべきではないか。
- ・生物多様性や生態系サービス等に関する記載は、現計画に引き続き記載すべきではないか。

茨城県土地利用基本計画の変更の概要

朱書き箇所：現計画からの変更内容
黄色塗り箇所：原案からの変更内容

計画の目的及び変更理由

- 国土利用計画法第9条の規定に基づき都道府県が策定する、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るための基本的計画であり、
 - ・個別規制法（都市計画法、農振法、森林法等）に基づく諸計画の上位計画として、行政内部の総合調整機能
 - ・土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての機能を有する
- 土地利用基本計画は国が定める国土利用計画を基本とすることから、令和5年7月に閣議決定された第六次国土利用計画（全国計画）を踏まえ、人口減少や自然災害への対応、DXの推進等に係る所要の見直しを行う

第1章 県土利用の状況及び基本的条件の変化と課題

1 県土利用の状況

(1) 県土の概要

- ・東京都と近接し、水と緑に恵まれた多彩な県土を形成
- ・全国第4位の可住地面積を有し、気候も温和で自然災害が少なく暮らしやすい環境

(2) 土地利用の動向（H26→R4年）

- ・農地は減少傾向、道路・宅地は増加傾向
（農地：172,300ha→160,700ha）
（道路：42,700ha→43,400ha、宅地：74,100ha→77,100ha）

2 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

(1) 人口減少・高齢社会の急速な進展

人口減少による土地需要の減少に伴い、県土の利用と管理が縮小するおそれ
➔ 県土の適切な利用・管理のあり方の構築が重要

(2) 安全・安心な県土利用の実現の重要性

地震や水害等、相次ぐ自然災害の発生による安全・安心への県民の意識の高まり
➔ 防災・減災対策の強化とともに安全性を高める県土利用・管理への転換が重要

(3) 自然環境の保全と活用の重要性

自然環境悪化や生物多様性損失のおそれ
➔ カーボンニュートラルの実現等による自然環境と調和した持続可能な経済社会システムの構築が重要

(4) 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進と地域における移動手段の確保

陸・海・空の広域交通ネットワークの整備が進展する一方、地域の足となる地域公共交通の維持が困難となるおそれ
➔ 物流や観光など多様な分野における交流拡大や広域連携を推進するほか、生活の基盤となる移動手段を持続可能な形で確保することが重要

(5) デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決

社会経済におけるデジタル化の進展や多様化する価値観
➔ デジタルの活用と官民連携により（1）～（4）の変化に対応し、豊かさの実現と人々が安心して住み続けられる地域づくりが重要

第2章 県土利用の基本方向

1 県土利用の基本目標

<p>「コンパクト＋ネットワーク」による土地利用の転換</p> <p>生活に必要な都市機能の確保を図りつつ、中長期的には拡散型の土地利用を抑制し、都市機能を都市中心部や生活拠点等に集約するとともに、各地域をネットワークで結ぶ「コンパクト＋ネットワーク」による暮らしやすい土地利用へ転換</p>	<p>健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくり</p> <p>県土環境のめまぐるしい変化の中においても、健全で感性に満ちた人材が育つ県土環境づくりを目指し、自然環境や美しい景観等の保全を図り、水や緑に親しめる環境づくりと自然環境保全の意識啓発を推進</p>	<p>県土の有効利用と適切な維持管理</p> <p>ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施しつつ、最先端の科学技術の集積や広域交通ネットワーク等の地域資源を最大限活用できるよう、県土の有効利用と適切な維持管理を図る</p>
--	---	--

2 県土利用の基本方針

<p>(1) 適切な県土管理を実現する県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の推進 ・所有者不明土地等の低未利用土地や空き家の管理・利用の円滑化 ・居住・都市機能の誘導と地域公共交通ネットワークの確保・充実の一体的な推進 ・荒廃農地の発生防止・解消 ・産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用 	<p>(2) 安全・安心を実現する県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策の実施 ・気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進 ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、より安全な地域への居住等の誘導 ・災害の防止等に重要な役割を果たす森林の整備・保全 ・事前防災・事前復興の観点からの地域づくり 	<p>(3) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・再生、森・里・まち・川・海のつながりを確保した生態系ネットワークの形成にむけ多様な主体の連携 ・自然環境が有する多機能を活用した地域課題の解決 ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組の促進
<p>(4) 県土利用・管理DXを含む複合的な施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な効果をもたらす施策による県土の多面的機能の発展と利用価値向上 ・分野横断的に地域の情報を活用し、対策の検討 ・デジタル技術の徹底活用、各主体が所有するデータのオープン化による利活用の促進 	<p>(5) 多様な主体による県土利用・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携による取組や、多様な主体の連携・協働のもとでの自助・共助・公助による持続可能な地域コミュニティの形成を促進 ・県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県民参加による県土管理の推進 	

第2章 県土利用の基本方向

3 五地域の土地利用の原則

地域名	細区分	土地利用の原則
(1)都市地域 (都市計画法に基づく都市計画区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域及び用途地域 ・市街化調整区域 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会に対応した集約型土地利用に向け、災害リスクの高い地域については、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住の誘導を図る ・低未利用土地や空き家等を利活用することにより土地利用を効率化しながら、都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図る ・防災・減災のための施設整備に加え、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを推進
(2)農業地域 (農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地はその保全と有効利用を図り、食料供給源のほか多面的機能を発揮 ・荒廃農地の再生利用や優良農地の確保、農地の集積・集約化を推進 ・農用地区域において新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備
(3)森林地域 (森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進し、水源のかん養、山地災害の防止、カーボンニュートラルへの寄与等、森林の有する公益的機能を発揮 ・多様な動植物が生息・生育する森林は、生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用に向け、適正な維持と自然環境の保全を図る
(4)自然公園地域 (自然公園法に基づく自然公園地域等)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域 ・普通地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為規制や生物多様性の把握及び保全等により、優れた自然の風景地の保護及び利用の増進を図る
(5)自然保全地域 (自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地区 ・普通地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然環境の積極的な保全を図る

第3章 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

1 調整指導方針

五地域区分	五地域区分		都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
	細区分	細区分	市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域		×										
	その他		×	×									
農業地域	農用地区域		×	←	←								
	その他		×	↩	△	×							
森林地域	保安林		×	←	←	×	←						
	その他		▲	↩	△	↑	←	×					
自然公園地域	特別地域		×	←	←	←	←	○	○				
	普通地域		※	↩	←	←	←	○	○	×			
自然保全地域	特別地区		×	←	←	←	←	○	○	×	×		
	普通地区		×	↩	←	←	←	○	○	×	×	×	

【凡例】

- × : 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
- ← : 矢印方向の土地利用を優先する。
- ↩ : 原則として、矢印方向の利用を優先し、都市的な利用を抑制する(特定の場合を除く。)
- ← : 原則として、矢印方向の利用を優先するものとするが、矢印方向の利用との調整を図りながら、他方の利用を認める。
- ▲ : 原則として、都市的な利用を優先するが、**緑地としての森林の保全に努める。**
- △ : 土地利用の現況に留意しつつ、両地域間の調整を図りながら、都市的な利用を認める。
- ※ : **自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る。**
- : 両地域が両立するよう調整を図る。

2 留意事項

土地利用調整に当たって留意する事項

- (1)各法令の理念の遵守及び法令間の適切な連携・調整による土地の合理的利用の確保
- (2)市町村の土地利用に関する諸計画及び施策との調整
- (3)農用地の無秩序な転換の防止と優良農地の確保
- (4)森林の有する公益的機能を十分に考慮した周辺土地利用との調整
- (5)農山村における土地利用混在による弊害防止のための必要な土地利用のまとまりの確保
- (6)大規模な土地利用の転換における県土、環境の保全等の配慮
また、産業系土地利用における広域交通ネットワークの活用

4 シン・いばらきメシ総選挙 2024 開催後の取組について

(1) 目的

県内全44市町村が参加し開催した「シン・いばらきメシ総選挙2024」（令和6年10月12日～14日）のグランプリを中心とする受賞グルメ等について、県内外に集中的なプロモーションを実施し、新たな食の観光資源として磨き上げることにより、本県への観光誘客や地域振興に繋げていく。

(2) 主な取組

① シン・いばらきメシ大試食会（首都圏メディア等対象の試食会）

- ・開催日：令和7年1月22日
- ・会場：レストラン「カビート」（東京都中央区）
- ・ゲスト：磯山さやか氏、カミナリ（石田たくみ氏、竹内まなぶ氏）、黒沢かずこ氏、渡部豪太氏（いずれも本県出身のいばらき大使）
- ・参加グルメ：20グルメ
- ・参加者：メディア12社、インフルエンサー4組
- ・メディア掲載：新聞やウェブメディアなど10件



[シン・いばらきメシ大試食会]

② シン・いばらきメシ再集結グルメフェス

ア シン・いばらきメシ再集結 in つくば

- ・開催日：令和7年2月2日
- ・会場：つくばセンター広場（つくば市）
- ・参加グルメ：35グルメ
- ・来場者数：約1万人

イ シン・いばらきメシ再集結 in 牛久

※牛久シャトー日本遺産フェスタと合同開催

- ・開催日：令和7年2月22日
- ・会場：牛久シャトー（牛久市）
- ・参加グルメ：35グルメ
- ・来場者数：約1万6千人



[シン・いばらきメシ再集結 in 牛久]

③ その他イベントへの出店等

ア 「茨城をたべよう収穫祭」への出店

- ・出店期間：令和6年10月26日・27日
- ・会場：大井競馬場内ウマイルスクエア（東京都品川区）
- ・参加グルメ：12グルメ

イ アンテナショップ「IBARAKI sense」での販売

- ・販売日：令和6年11月～12月の土日9日間
- ・販売グルメ：5グルメ

ウ 「いばらきグルメフェス&匠の工芸展」への出店

- ・出店期間：令和7年1月23日～28日
- ・会場：京成百貨店（水戸市）
- ・参加グルメ：8グルメ

エ 水戸の梅まつり期間中の偕楽園への出店

- ・出店期間：令和7年3月1日・2日、8日・9日
- ・会場：偕楽園（水戸市）
- ・参加グルメ：27グルメ



[株式会社カスミの「かしまし丼」]

④ 協賛企業との連携による取組

ア 株式会社カスミ（カスミ賞）

- ・連携グルメ：シン・かしまし豚丼～アントラーズサポーター
応援メシ～（鹿嶋市）
- ・連携内容：県内外のカスミ163店舗においてカスミ賞受賞者監修メニュー「かしまし丼」を販売。

※同じくカスミ賞を受賞した「江戸崎かぼちゃのほっくりモンブランプリン」（稲敷市）についても商品化予定。

イ 雪印メグミルク株式会社（雪印メグミルク賞）

- ・連携グルメ：香る焼き芋バスケットチーズケーキ（かすみがうら市）
- ・連携内容：雪印メグミルク賞受賞者と連携し、自社製「クリームチーズ」を使用した家庭でも手軽に作れるアレンジレシピを作成中。
今後、公式ウェブサイトに掲載し全国へ発信予定。

（参考1）シン・いばらきメシ総選挙2024概要

開催日	令和6年10月12日～14日の3日間
開催地	茨城県三の丸庁舎（水戸市）
参加市町村	全44市町村（一般料理部門：41市町村、スイーツ部門：39市町村）
来場者数	約6万4千人（3日間延べ）
メディア露出 （主なもの）	NHK全国（午後LIVEニュースーン）、NHK水戸（いば6等）、日本テレビ（news every.等）、TBS（Nスタ等）、茨城新聞、日本経済新聞等

（参考2）グランプリ等受賞グルメ

部門	順位	グルメ名	市町村
一般料理部門	グランプリ	シン・茨城あげそば ～パリッ！カリッ！5つの味変シン食感～	五霞町
	準グランプリ	HITACHIブランドあんかけ飯	日立市
	第3位	けんちゃんまん	常陸太田市
スイーツ部門	グランプリ	ダイヤモンドモンブラン	小美玉市
	準グランプリ	シェーブルチーズのふわとろタルト	水戸市
	第3位 （2市町が同ポイント）	COPA DE BASCHEE ～飲むバスチーパフェ～	高萩市
		茨城町産米粉のシフォンケーキ トリコロールパルフェ	茨城町

5 カーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金の取組状況について

(1) 目的・概要

産業部門におけるカーボンニュートラル社会に向けた取組を成長の原動力とするため、官民連携した集中的取組を進めることで、本県の将来を担う産業の創出を目指すことを目的に「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」を推進している。

その取組の一環として、新エネルギーの導入及びそのサプライチェーン構築又は県内の低炭素化・脱炭素化を促進する実行可能性調査（フィジビリティスタディ）を行う企業を支援するため、「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出に向けた実行可能性調査費補助金」による補助を行っている。

今年度は5月22日から12月20日にかけて公募を実施した。

(2) 補助対象事業

① 設備の燃料転換に向けた実行可能性調査

石炭やLNGなどより低炭素な燃料への転換、水素やアンモニア等の新エネルギーの導入及びサプライチェーン構築につながる事業に限定。なお、より低炭素な燃料転換及び新エネルギー導入のため、設備を新たに整備する場合又は共同で整備する場合も対象。

② 製鉄用設備の低炭素化改修に向けた実行可能性調査

製鉄用設備（高炉やコークス炉等）の低炭素化改修により、大幅なCO₂排出量の削減が期待できる事業に限定。

③ CCS(注1)又はCCUS(注2)の実現に向けた実行可能性調査

(注1)「Carbon dioxide Capture and Storage」の略で、日本語では「二酸化炭素回収・貯留」技術と呼ばれる。発電所や化学工場などから排出されたCO₂を、ほかの気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入するというもの。

(注2)「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略で、発電所や化学工場から排出されたCO₂を分離・回収し、資源として作物生産や化学製品の製造に有効利用する、または地下の安定した地層に貯留するというもの。

(3) 補助金額

- ・ 上限金額 1事業あたり15,000千円
- ・ 補助率 2/3以内

(4) 採択状況

	事業者	事業名	採択年月日	決定額 (千円)
1	5社による共同事業 (株)JERA、日本製鉄(株)、 AGC(株)、鹿島南共同発電 (株)、東京電力EP(株)	常陸那珂を起点とした北関東 広域アンモニア/水素サプ ライチェーン整備に関する調査	令和6年6月13日	15,000
2	3社による共同事業 (鹿島南共同発電(株)、川 崎重工業(株)、ENEOS(株)	鹿島地区水素事業実施可能性 調査	令和6年12月23日	3,822
3	三菱ケミカル(株)	鹿島コンビナートCCUSの実 現に向けたCO ₂ 回収・送出設 備に関する実行可能性調査	令和6年12月23日	9,730

6 鹿島都市開発（株）への県長期貸付金の償還計画見直しについて

(1) 目的

県及び鹿島都市開発(株)は、公募により令和6年10月にフォートレス・インベストメント・グループが設立した特別目的会社である八重桜合同会社及び(株)マイステイズ・ホテル・マネジメントに対し、県有地及び鹿島セントラルビル、ホテル事業等を売却した。

鹿島都市開発(株)は、ホテル新館建設時に県から受けた約115億円の無利子長期借入金（令和5年度末の未償還額約57億円）について、平成30年度以降は年間約3.8億円の償還を継続しているが、今回のホテル事業等の売却に伴う事業規模の縮小により、今後、現在の償還額での償還が困難になると見込まれることから、同社の経営安定と確実な県貸付金の償還に向け、償還計画の見直しを行う。

(参考1) 県からの無利子長期貸付金の概要

名 称	茨城県鹿島地域商業・業務拠点整備資金
貸付用途	鹿島セントラルビル新館建設及び温泉施設整備資金
貸付期間	H9～H13
貸付総額	11,534,821千円（未償還額：5,704,508千円（R5年度末時点））
償還期間	H14～R20（37年間）
現在の償還計画	R6～R19:380,300千円／年 R20:380,308千円／年 （参考）R5までの年度別償還額 H14:69,674千円／年 H15～H19:173,416千円／年 H20:214,589千円／年 H21:332,968千円／年 H22～H28:245,894千円／年 H29:342,944千円／年 H30～R5:380,300千円／年

(2) 見直し後の償還計画

- 令和6年度末の償還額は、定時償還額約3.8億円に、鹿島セントラルビルの売却益等による繰上償還額14.2億円を加えた計18億円とし、令和7年度以降の償還額は概ね1.4億円／年に変更。
- 今回の償還計画の見直しにより、償還完了年度は令和33年度（2051年度）となり、現行の償還計画から完了年度が13年延長。
- 今後の経済動向や支出に係る状況変化等を踏まえ、毎年度、適切に収支計画のローリングを行うとともに、中期経営計画を策定する5年ごとに長期収支状況を確認し、適時適切に各年度の償還額の見直しを行うなどにより、確実かつ早期の償還完了に努める。

(参考2) ホテル事業等の譲渡金額

- ・ 譲渡金額合計：2,200,000千円
 - うち鹿島都市開発(株)分：1,828,200千円（83.1%）※建物及び事業
 - うち県分：371,800千円（16.9%）※土地
- 注）譲渡金額を土地（県）と建物（鹿島都市開発(株)）の固定資産税評価額の比率（16.9：83.1）で按分

(参考3) 見直し後の償還計画

償還年度			変更後			
			償還額		未償還残高	
R5	(2023)	年度		千円	5,704,508	千円
R6	(2024)	年度	1,800,000	千円	3,904,508	千円
R7	(2025)	年度	140,000	千円	3,764,508	千円
R8	(2026)	年度	320,000	千円	3,444,508	千円
R9	(2027)	年度	140,000	千円	3,304,508	千円
R10	(2028)	年度	140,000	千円	3,164,508	千円
R11	(2029)	年度	140,000	千円	3,024,508	千円
R12	(2030)	年度	140,000	千円	2,884,508	千円
R13	(2031)	年度	140,000	千円	2,744,508	千円
R14	(2032)	年度	140,000	千円	2,604,508	千円
R15	(2033)	年度	140,000	千円	2,464,508	千円
R16	(2034)	年度	140,000	千円	2,324,508	千円
R17	(2035)	年度	140,000	千円	2,184,508	千円
R18	(2036)	年度	140,000	千円	2,044,508	千円
R19	(2037)	年度	140,000	千円	1,904,508	千円
R20	(2038)	年度	140,000	千円	1,764,508	千円
R21	(2039)	年度	140,000	千円	1,624,508	千円
R22	(2040)	年度	140,000	千円	1,484,508	千円
R23	(2041)	年度	140,000	千円	1,344,508	千円
R24	(2042)	年度	140,000	千円	1,204,508	千円
R25	(2043)	年度	140,000	千円	1,064,508	千円
R26	(2044)	年度	140,000	千円	924,508	千円
R27	(2045)	年度	140,000	千円	784,508	千円
R28	(2046)	年度	140,000	千円	644,508	千円
R29	(2047)	年度	140,000	千円	504,508	千円
R30	(2048)	年度	140,000	千円	364,508	千円
R31	(2049)	年度	140,000	千円	224,508	千円
R32	(2050)	年度	140,000	千円	84,508	千円
R33	(2051)	年度	84,508	千円		

注) 令和8年度の償還額が3.2億円となるのは、鹿島セントラルビル等売却により令和6年度に発生する消費税(約1.8億円)と同額を令和7年度消費税中間納付にて納付するが、令和7年度には売却による消費税が発生せず、令和8年度に前年度納付した消費税が還付されることから、この額を加え償還するため。

(参考4) 譲渡後の鹿島都市開発(株)の状況

	売上額(千円)	部門別売上比率等
譲渡前	3,487,414 (R5 決算)	施設管理部門 47.9%、ホテル部門 30.2%、不動産部門 11.9%、設計管理部門 7.7%、土地管理部門 2.3%
譲渡後	2,105,335 (R7 見込)	施設管理部門 84.8%、設計管理部門 11.4%、土地管理部門 3.7%、不動産部門 0.1%

7 つくばエクスプレス（TX）延伸構想 事業計画素案の策定について

（1）背景・目的

- ・急激な人口減少などが進む中、TXの整備効果を県内全域に波及させるため、TXの県内延伸については、令和5年6月、延伸方面を土浦方面と決定した。
- ・第三者委員会やパブリックコメントから「採算性や費用対効果の面で課題がある」との意見を踏まえ、令和5年度から事業性を高めるための調査・検討を実施し、関係機関との調整のベースとなる延伸構想に係る事業計画の素案の策定を進めてきた。

（2）TX延伸構想 事業計画素案について

① 素案の公表日

令和7年2月25日（火）

② 素案の概要

ア 検討内容

- ・TX土浦延伸の事業性を高めるための検討に加え、土浦延伸とあわせて実現することで鉄道ネットワークの効果やリダンダンシーの更なる強化など社会的・経済的効果の最大化が期待されることから、東京延伸と一体的に実現した場合の効果についても検討を行った。
- ・検討に際しては、需要拡大や費用削減の観点から所要時間や事業費など精査したうえで、より詳細な需要予測モデルである応用都市経済モデルを採用した。

		東京延伸一体整備	土浦延伸単独整備	
		計画素案	計画素案	[参考]方面決定時
概算事業費		約3,070億円	約1,320億円	1,400億円
需要推計方法		応用都市経済モデル	応用都市経済モデル	四段階推計法
計画延長・所要時間／ 乗換時間	つくば～新土浦	約10km・約9分／ JR土浦駅約4分	約10km・約9分／ JR土浦駅約4分	約11km・約10分／ JR土浦駅約5分
	秋葉原～新東京	約2km・約3分／ JR東京駅約8分	—	—
移動時間短縮効果 (東京～土浦、常磐線快速と比較)		約17分短縮	約9分短縮	約5分短縮
中間駅数(つくば～新土浦)／ 中間駅周辺の開発		1駅／考慮	1駅／考慮しない	2駅／考慮しない
延伸区間の輸送人員	つくば～新土浦	2.0～2.6万人/日	2.2～2.5万人/日	0.9万人/日
	秋葉原～新東京	13.3万人/日	—	—
費用便益比(B/C)		1.35 [1.96] ※	1.60 [3.33] ※	0.6
採算性(累積資金収支黒字転換年)		27年	43年	発散

※ [] は乗用車利用者便益(鉄道整備によって自動車利用者が鉄道利用に転換することに伴い旅行速度が向上し、整備後も引き続き自動車を利用する者にとっての道路混雑緩和による所要時間の短縮効果等)を加味した場合

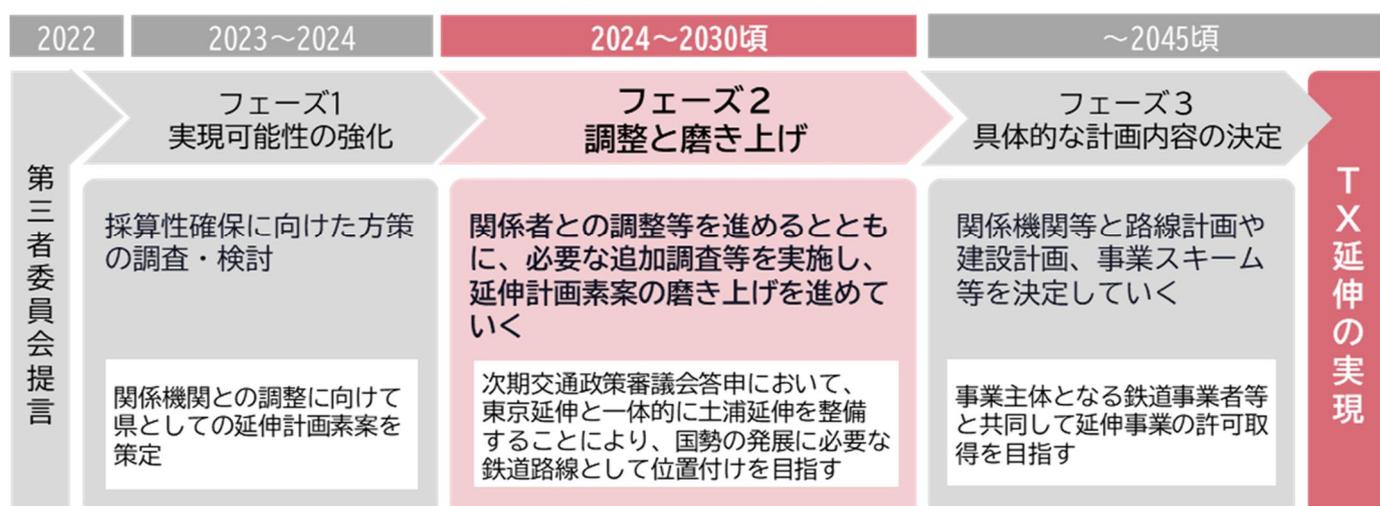
イ 検討結果の総括

- ・応用都市経済モデルを用いた分析により、土浦延伸単独、東京延伸との一体整備とともに費用便益比（B／C）が1を上回ることから、いずれも社会的意義のある事業であることが確認できた。
- ・採算性も、ともに累積資金収支は黒字化するが、特に東京延伸を一体で実現した場合には、30年以内に累積黒字転換することが見込まれた。

ウ 今後の進め方

- ・延伸計画の具体化に向けて、必要な追加調査・分析を実施し、事業計画素案の磨き上げを行っていく。
- ・交通政策審議会答申での位置付け及び都市鉄道利便増進事業費補助事業としての採択を目指し、関係者による検討会の場を設けるなど、丁寧な調整を進める。

<TX延伸実現ロードマップ>



8 DX推進プロジェクトの実施状況について

(1) 課題解決策の検討・実装

① 目的

急激な人口減少や少子高齢化、テレワークの普及といった生活様式の変容等を背景に、多様化する行政課題に対応するため、ビッグデータやAI（人工知能）等のデジタル技術を活用した新たな行政サービスの創出や業務改革を推進。

② 概要

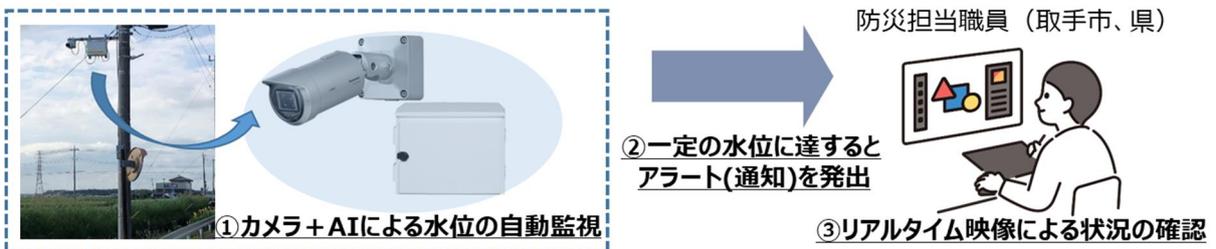
テーマ毎に関係課によるワーキンググループを設置し、外部専門家のサポートを受けながら、具体的な方策を検討・実装。

○ 令和6年度の取り組みテーマ ～新しい安心安全へのチャレンジ～

テーマ	内容
①防災 (内水氾濫)	<p>ア 実証実験の概要</p> <p>リアルタイム映像からAIが水位を自動監視し、危険水位を超えた場合、防災担当職員へ即時通知することで、住民の迅速・的確な避難誘導につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象エリア：取手市双葉地区 期間：令和5年9月～令和6年11月 <p>イ 成果及び今後の展開</p> <p>荒天時におけるリアルタイムでの水位測定と、水位上昇時のアラート発出機能が、避難発令準備などの防災対策に有効であることが確認できたため、令和7年度に取手市において実装予定。</p>
②漏水防止	<p>ア 実証実験の概要</p> <p>地球観測衛星データと水道管管理データを活用し、AIによる漏水リスク解析を行うことで、効率的な漏水調査を実現する。併せて、AIによって漏水音を聞き分けられるか検証を行い、漏水調査コストの低減を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象エリア：大洗町 期間：令和6年7月～令和7年3月 <p>イ 成果及び今後の展開</p> <p>漏水リスク判定の結果、漏水リスクが高い管路が約7kmあることが確認できた。この判定精度を検証するため、現地での漏水調査を実施し、令和7年3月までに、漏水リスクの高い場所において実際に漏水が多く発生しているか検証を行う。また併せて、現地での漏水調査の結果をAIに学習させ、漏水調査士の代わりに漏水判定が可能か検証を行う。</p>

<p>③児童福祉 (相談業務)</p>	<p>ア 実証実験の概要 相談者との会話の自動記録・テキスト化と所内での情報共有、対応職員への助言・指示をリアルタイムで行うことで、業務の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機関：中央児童相談所 ・期間：令和6年6月～9月 <p>イ 成果及び今後の展開 会話のテキスト化の精度や生成AIによる要約機能の有効性などが確認できたため、令和7年度に児童相談所において実装予定。</p>
<p>④児童福祉 (一時保護)</p>	<p>ア 実証実験の概要 一時保護所や児童福祉施設の空き状況をリアルタイムで確認でき、かつ児童の受入決定を行えるアプリを導入し、児童一時保護受入の迅速化と職員の負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機関：中央児童相談所 ・期間：令和6年7月～令和6年11月 <p>イ 成果及び今後の展開 アプリを導入した結果、情報共有の効率化や職員の負担軽減効果を確認できたため、構築したアプリを令和7年度に本格導入予定。</p>

(参考1) 水位自動監視システムのイメージ



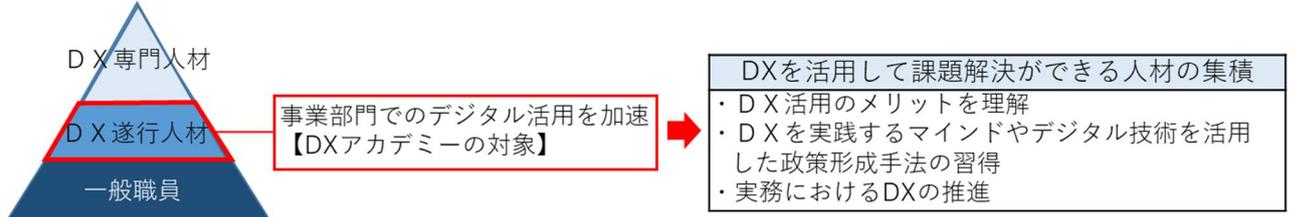
(参考2) 地球観測衛星を活用した漏水事故の防止のイメージ



(2) 職員研修

① 目的

本県DXをさらに加速し、業務効率化や新たな行政サービスの創出を行うため、行政課題や県民ニーズに沿ったDXの企画・推進を行い、関係者調整など工程全体を管理することができる人材を育成。



② 概要

DXを遂行する人材として、DXマネージャー（DX推進リーダー）を育成するため、「県職員DXアカデミー2024」を実施。

項目	内容
1 期間	令和6年9月～令和7年1月（全6回）
2 内容	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトマネジメント手法や業務の抜本的な改善手法、DXの基礎学習を実施。 生成AI等のデジタル技術を活用し、行政課題解決策の立案・検証に係るワークショップ及びプレゼンテーションを実施。 [生成AI活用ワークショップのテーマ] ◆契約書校正 ◆公文書校正 ◆公文書作成援助 ◆申立書作成援助
3 対象者	主事・技師から課長補佐級までの職員（参加者29名）
4 受講者の声	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトマネジメントの手法や業務プロセスの根本的な見直し方法を、担当業務のDX推進に向けて活用したい。 生成AIの具体的な活用方法を学び、業務に生成AIを活用できる余地やDXの余地はないかという視点で業務を見直す習慣ができた。 業務の棚卸し等「見える化」が業務改善の第一歩となり大切と感じた。等



[グループワークの様子]



[発表の様子]

9 令和4年度茨城県県民経済計算推計結果について

○ 概要

令和7年2月18日に令和4年度県民経済計算推計結果を公表。

県内総生産（名目）	14兆5,856億円	（前年度	14兆5,490億円）
名目経済成長率	0.3%	（同	6.1%）
実質経済成長率	0.7%	（同	6.9%）
1人当たり県民所得	348万1千円	（同	345万2千円）

※ 全国順位は内閣府の全都道府県集計結果公表時（今回は令和6年10月7日）に判明

表 年度別推移（過去5年間）

	県内総生産（名目）			1人当たり 県民所得		〔参考〕 1人当たり 国民所得	
	（億円）	名目経済 成長率 （%）	実質経済 成長率 （%）	（千円）	対前年度 増加率 （%）	（千円）	対前年度 増加率 （%）
平成30年度	143,476	0.7	0.7	3,387	0.5	3,181	0.8
令和元年度	140,440	-2.1	-2.5	3,322	-1.9	3,181	0.0
令和2年度	137,179	-2.3	-3.4	3,141	-5.4	2,980	-6.3
令和3年度	145,490	6.1	6.9	3,452	9.9	3,150	5.7
令和4年度	145,856	0.3	0.7	3,481	0.8	3,278	4.1

（参考）

（1）令和4年度の日本経済の状況

- コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、個人消費が飲食・旅行などの対面サービスを中心に持ち直した。
- 好調な企業収益の下、設備投資が高水準で推移するなど内需が緩やかに持ち直し、GDP（国内総生産）は名目、実質ともに過去最高水準となった。
- ロシアのウクライナ侵略（令和4年2月22日）により原油や天然ガス、原材料等の価格が急激に上昇し、また、世界的な物価上昇を受けた各国の金融引き締めを背景に円安が急速に進行した。

（2）本県の状況

- 経済成長率は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進んだことによる第3次産業の増加が牽引し、名目・実質ともに2年連続のプラスとなり、県内総生産（名目）及び1人当たり県民所得は、過去最高額を更新した。
- 本県の製造業のうち輸送用機械の総生産が対前年度で-3,750億円の減少となったため、経済成長率は国を下回った。
（国の経済成長率は、名目2.3%、実質1.4%）

10 水道事業の広域連携の推進について

(1) 水道事業の経営の一体化に関する基本協定の締結について

- 水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、技術系人材の不足、老朽化施設の更新等に伴う支出の増加などにより、急速に厳しさを増しており、各市町村単独での取組には限界がある。

県では、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、「茨城県水道ビジョン」（令和4年2月）に基づき、大規模な浄水場を活用して小規模な浄水場を統廃合する施設の全体最適化、県企業局（水道用水供給事業）と市町村等（水道事業）との「経営の一体化^{*}」によるスケールメリットを活かした経営、国交付金の活用など、市町村等と連携して検討・調整を進めてきた。

※ 経営の一体化…経営主体は同一で組織及び管理が一体化されているが、水道法上の事業認可や会計及び料金体系は異なる、広域連携の形態の一つ

- 検討・調整の結果、令和7年2月26日に、県企業局を統合先とする経営の一体化（経営統合）を進める方針に合意した21市町村と基本協定を締結した。

県全域を対象とした広域連携は全国6例目となり、栃木県野木町の参加により、県境をまたいだ経営の一体化は全国初の取組となる。

基本協定締結と同日に、水道法に基づく「茨城県広域的連携等推進協議会」（法定協議会）を設置した。

【令和7年2月26日に基本協定を締結した21市町村】

古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、栃木県野木町

- 今回協定を締結した21市町村と県企業局における、広域連携（施設最適化・経営の一体化）を行った場合の令和52年度まで約50年間の概算効果額^{*}として、建設改良費（約386億円）や維持管理費（約95億円）の削減、国交付金の増額活用（約542億円増）など、トータル1,137億円以上の効果を見込んでいる。

※ 概算効果額…広域連携を行った場合と現状のまま経営を継続した場合のコストを試算し、その差額により算出

(2) 今後の対応

① 茨城県広域的連携等推進協議会（法定協議会）における調整

今後、茨城県広域的連携等推進協議会において、市町村とともに経営統合に向けた詳細な諸条件の調整を進め、3年程度での経営の一体化の実現を目指す。

【法定協議会の構成員】

会長：茨城県知事、副会長：茨城県企業局長、委員：基本協定を締結した市町村長

【経営の一体化に係る主な調整事項】

財政運営	投資・財政計画、資産の継承、予算・決算、会計システム など
総務	組織構成、職員派遣、例規、情報セキュリティ、災害・事故発生時対応 など
業務運営	減免制度、営業窓口、給水契約、検針業務、料金収納 など
施設整備	給水装置、工事業業者指定、建設・工務 など
施設維持	運転監視、施設の運転・保全、水質管理 など

② 茨城県水道事業広域連携推進方針の改定について

令和5年3月に策定した「茨城県水道事業広域連携推進方針」について、「経営の一体化に関する基本協定」を締結した21市町村に係るシミュレーション内容を反映させるなどして、令和7年3月末までに改定を行う予定。

【主な改定内容】

- 計画期間…広域化に伴い活用可能となる国交付金の年限に合わせて、令和16年度までとする。
- 水需要予測…各市町村等の個別の計画における見通しなどを反映。
- 経営統合の形態…経営主体を県企業局とし、事業毎に区分経理とする。
- 広域連携のシミュレーション等…浄水場を存続した場合と廃止又は配水場化した場合のコスト比較を行った施設最適化を反映。

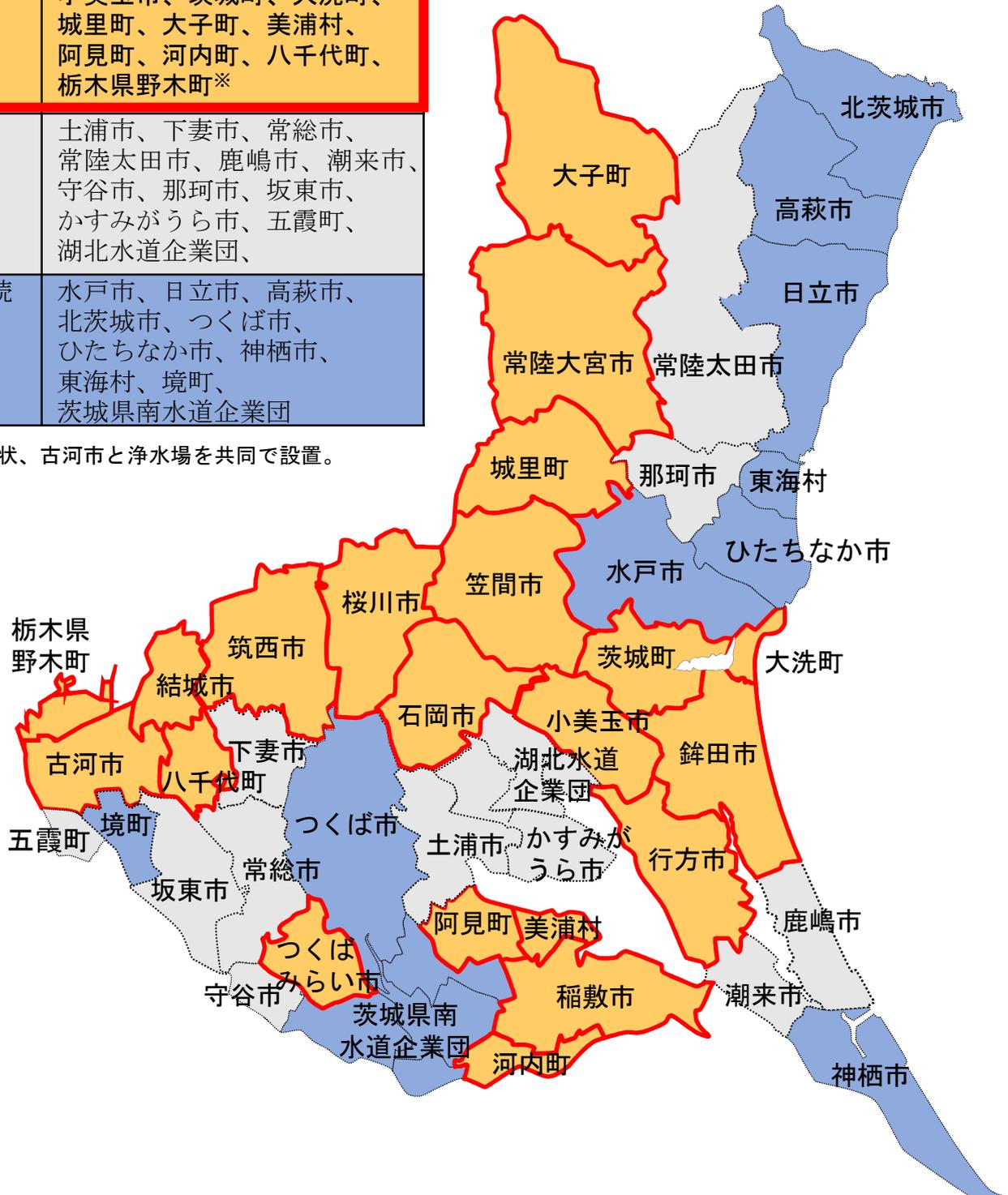
(参考) 経営の一体化に向けたスケジュール（案）

年度	R6	R7~R9	R10以降
スケジュール（案）	<p>【2/26】基本協定締結</p> <p>推進方針改定</p> <p>法定協議会 (R6.2.26設置)</p> <p>協定追加</p> <p>推進方針改定</p>		<p>経営の一体化 (経営統合)</p>
取組内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の一体化(経営統合)の方針に合意・協定締結 ・茨城県水道事業広域連携推進方針改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・追加協定締結・推進方針改定 ・投資・財政計画の策定 ・経営の一体化(経営統合)に向けた最終調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業局による市町村末端給水事業の着実な経営

市町村等における「経営の一体化」の意向状況（R7.2末時点）

区分	市町村等名
令和6年度 基本協定締結 (21事業体)	古河市、石岡市、結城市、 笠間市、常陸大宮市、筑西市、 稲敷市、桜川市、行方市、 鉾田市、つくばみらい市、 小美玉市、茨城町、大洗町、 城里町、大子町、美浦村、 阿見町、河内町、八千代町、 栃木県野木町※
検討中 (12事業体)	土浦市、下妻市、常総市、 常陸太田市、鹿嶋市、潮来市、 守谷市、那珂市、坂東市、 かすみがうら市、五霞町、 湖北水道企業団、
単独経営継続 (10事業体)	水戸市、日立市、高萩市、 北茨城市、つくば市、 ひたちなか市、神栖市、 東海村、境町、 茨城県南水道企業団

※野木町は、現状、古河市と浄水場を共同で設置。



11 県北振興の取組について

(1) 県北中小企業意識改革事業

○ 目 的

県北地域の中小企業の経営者を対象に、本質的な経営課題に対する「気づき」を促すセミナーを開催するとともに、ビジネスプランの策定支援を行い、企業の新事業展開を促進。

○ 概 要

① セミナーの開催

- ・企業の経営課題に対する気づきを促し、新しい事業展開に取り組むきっかけとなるセミナーを開催（2回 延べ149名参加）

② ビジネスプランの策定支援（アイデアソンの開催）

- ・中小企業の新事業展開に向け、公募により選定した10社のビジネスプランについて、多様な参加者がアイデアを出し合うアイデアソンの手法を活用した磨き上げを行うイベントを開催（計6回 延べ466名参加）。
- ・最終報告会の開催（開催日：令和7年1月18日（土） 参加者数259名）

○ 実 績

アイデアソンの開催により、新製品の開発や販路拡大、異業種への進出などの新たなビジネスプランが策定されるとともに、一連の取組を通じて県北地域に新たな人財のネットワークが構築され、地域における新事業展開の機運を着実に高めた。

(参考) アイデアソン最終報告会受賞企業一覧

区 分	受賞企業名（所在地） ○ビジネスプラン
茨城県知事賞	株式会社今橋製作所（日立市） ○県北中小製造業向けコンサルタント事業への参入
優秀賞	株式会社愛テックファーム（高萩市） ○遊休農地を活用したかんしょ生産及び新たなブランド焼き芋の確立
オーディエンス賞	アトリエトモドール（日立市） ○アトリエの利用拡大・にぎわいの場づくり

[アイデアソンの様子]



(2) 県北起業家育成事業

○ 目的

県北地域における地域課題をビジネスにより解決するため、茨城県北地域おこし協力隊（起業・複業型）への活動支援や起業家育成講座の開催を通じて起業家を育成し、地域を活性化。

○ 概要

① 茨城県北地域おこし協力隊（起業・複業型）の委嘱・育成

- ・ 地域課題の解決等につながるビジネスに取り組む地域おこし協力隊の委嘱と、ビジネスプランの実現に向けた伴走支援。

② 起業家育成講座の開催

- ・ ビジネスプランの策定等を支援する講座の開催を通じた起業家の育成。

○ 実績

令和元年度の事業開始以降、39名の地域おこし協力隊を委嘱し、30名が起業を実現したほか、講座受講者からビジネスプラン実現に向けた活動が見られる。

(参考) 地域おこし協力隊の隊員数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
新規委嘱者	3	0	8	9	10	9	39
年度末隊員数	3	3	11	17	25	26	-

(参考) 隊員による地域課題の解決等につながるビジネス例 令和7年3月1日時点

区分	人数	事業内容
任期中	21名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・自治体と副業人材をつなぐマッチングサービスの運営 ・ 生成AIを駆使した中小企業等の海外展開支援 ・ 地域の魅力を伝え、人と地域資源をつなぐ「ガラスのものづくり」 ・ 国内外旅行者向け宿泊施設を核としたインバウンド誘客 など
任期終了者	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーヒーと家具の店舗の経営 ・ 移動式あそび場の運営等 ・ 観光地や地域の魅力を届ける映像制作 ・ 金属3Dプリンター技術等を活用したアート作品の制作 など
合計	30名	

[隊員の活動例]

茨城県北の人事部

The screenshot shows the website for Ibaraki Kenpoku Jinjibu with several featured articles under the heading '地域副業人材活用事例' (Local Part-time/Second Job Talent Utilization Examples). The articles include:

- 宇宙ビジネスの実現化プロジェクト (Space Business Realization Project) - 一人起業家の挑戦へ
- 業務効率化から組織の意識改革へ (Business Efficiency Improvement to Organizational Mindset Change) - 新たな事業の効率化を目指して
- ブランディングから採用・育成へ (Branding to Recruitment and Training) - 地域に根付いた人材育成づくり
- 副業参画から正社員入社へ (Part-time Participation to Full-time Employment) - 副業活用の魅力とは
- 副業参画から事業承継へ (Part-time Participation to Business Succession) - 地域産業活性化への挑戦
- 町のお土産商品化プロジェクト (Town Souvenir Productization Project) - 大卒の経験活かしに挑戦



令和 7 年 第 1 回定例会 総務企画委員会資料

令和 6 年度県出資法人等経営評価結果

○鹿島都市開発株式会社	2
○鹿島臨海鉄道株式会社	3

令和 7 年 3 月 13 日

政 策 企 画 部

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	鹿島都市開発(株)	出資	資本金	県出資額	県出資比率	<p>令和5年度の事業別売上は、ホテル事業が、団体利用の増加やビジネス客の需要回復等により377百万円増収(前期比3.7パーセント増)となった一方、設計管理事業は受託業務減少により71百万円減収(前期比20.8パーセント減)となり、法人全体の経常利益は約274百万円(前期比19.2パーセント減)、当期純利益は約257百万円(前期比19.8パーセント減)となった。</p> <p>法人は、令和6年10月にホテル事業等の譲渡及び鹿島セントラルビルを売却し、民間資本による施設の維持と経営改善を図ったところである。今後は、鹿島周辺地域の開発などで培った技術力を活かし、施設管理事業や設計管理事業の受注拡大と、効率的な事業運営による費用の削減に努め、県からの無利子借入金の計画的な返済と債務超過の解消を図るとともに、地域のインフラを支える企業として社会貢献に努められたい。</p> <p>県所管課は、ホテル事業等の譲渡後の新たな運営体制を支援し、県貸付金の計画的な償還や債務超過の解消に向けて適切に指導監督をされたい。</p>	<p>令和5年度は法人全体での売上高が約5百万円の増収(前期比0.2%増)となったが、近年の原材料やエネルギー価格の高騰などにより、経費が売上の増収以上に増額したことに伴い、経常利益は約64百万円、当期純利益は約63百万円それぞれ減益となっている。</p> <p>法人は敷地を所有する県と連携し、ホテル事業の継続やホテル従業員の雇用確保を条件に公募を行い、令和6年10月にホテル事業及び不動産賃貸業の事業譲渡、鹿島セントラルビルの売却を実施したところである。</p> <p>令和7年度は今後5か年の中期経営計画の初年度であることから、譲渡後、残存する3事業(施設管理事業・設計管理事業・土地管理事業)において、これまで培ったノウハウを活かし、地域のインフラを安定的に運営していくとともに、さらなる受注拡大に向け、人材の確保や営業力の強化などに取り組み、継続的な収益確保に努める。</p> <p>県としては、残存する事業において人員配置や組織体制の整備を支援するとともに、縮小した事業内容に合わせた県貸付金の償還計画の見直しを実施し、計画的な償還や債務超過の解消に向け、引き続き指導を行う。</p>
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金		
			1,480,800千円	693,000千円	46.8%		
			321,048千円	257,460千円	△5,518,510千円		
	<大いに改善を要する>	資産	負債	純資産			
	地域振興課	資産	2,846,164千円	6,883,874千円	△4,037,710千円		

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
2	鹿島臨海鉄道(株)	出資	資本金	県出資額	県出資比率	<p>令和5年度は、旅客利用者数及び貨物輸送トン数はそれぞれ前期を上回り、売上高は前期に比べ39百万円増加した一方、燃料価格の高騰や沿線雑木の伐採等による経費増加により、営業損益は△63百万円(前期差19百万円増)、当期純利益は△45百万円(前期差15百万円増)と赤字幅は圧縮したが、平成30年度以降、6期連続で赤字を計上している。</p> <p>旅客事業については、令和6年10月に運賃改定を行ったが、利用者の利便性向上に努めるとともに、沿線人口の減少が進んでいることから、「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」や沿線企業等との連携による利用促進を進め、より一層の収支改善を図られたい。</p> <p>貨物事業については、顧客のニーズを踏まえたサービスの向上やJR貨物等との連携強化による新規荷主獲得に努めるなど、収益拡大を図られたい。</p> <p>また、鉄道施設や車両の老朽化が進んでいることから、引き続き安全な運行を堅持するため、国、県、沿線市町の補助金等を活用した鉄道施設の維持管理及び計画的な更新を実施し、基幹的な公共交通機関として地域に貢献されたい。</p>	<p>法人は、沿線市町の人口減少の進行や物価上昇などの影響を受け、厳しい経営環境に置かれている。</p> <p>旅客輸送については、引き続き「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」などとの連携による利用促進策を展開し、年間旅客輸送人員の回復を図るとともに、利用者ニーズに応じた臨時列車の運行やツアー造成により貸切列車収入を確保する。</p> <p>貨物輸送については、神栖駅における31フィートコンテナの取扱いや駅構内におけるトラックからコンテナへの積替サービスなど荷役機能の強化を進めるとともに、モーダルシフト説明会の継続開催や顧客ニーズに応じた柔軟なサービスの提供により新規荷主を獲得し収益拡大に努めていく。</p> <p>また、安全輸送を確保するため、整備投資計画に基づく安全施設等の修繕・更新等について、沿線市町と一体的な支援を継続していく。</p> <p>県としては、鉄道の利用促進や安全対策について、沿線市町と連携して取り組むとともに、今後も持続可能な地域公共交通機関として維持できるよう指導を行っていく。</p>
			1,226,000千円	362,000千円	29.5%		
	決算	前期損益	当期損益	利益剰余金			
		△59,227千円	△44,587千円	1,684,971千円			
<改善の余地あり>	資産	資産	負債	純資産	<p>県所管課は、沿線地域の公共交通を維持確保していく観点から、引き続き沿線市町との協力体制を堅持されたい。</p>		
交通政策課		4,079,636千円	1,168,665千円	2,910,971千円			

令和 7 年 第 1 回定例会 総務企画委員会資料

令和 6 年度包括外部監査の結果及び今後の対応について

令和 7 年 3 月 13 日

政 策 企 画 部

項目	令和6年度包括外部監査の結果及び今後の対応について										
<p>1 監査の実施経過</p> <p>(1) 監査テーマ 基金等の管理と運用について</p> <p>(2) 監査対象機関 基金所管課等40機関 ※38基金 (総務部(4) 政策企画部(3) 県民生活環境部(5) 防災・危機管理部(2) 保健医療部(5) 福祉部(3) 営業戦略部(1) 立地推進部(1) 産業戦略部(2) 農林水産部(4) 土木部(2) 会計事務局(1) 企業局(2) 病院局(1) 教育庁(4))</p> <p>(3) 監査の要点 ・基金等の管理及び運用に係る事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか。 ・基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか。 ・基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか。</p> <p>(4) 監査実施期間 令和6年7月5日 ~ 令和7年2月26日</p> <p>(5) 包括外部監査人 小笠原^{おがさわら} 隆^{たかし} (公認会計士)</p>											
<p>2 監査結果</p> <p>(1) 指摘・意見の件数 3件(指摘:2件、意見:1件) ※全体71件(指摘33件、意見38件)</p> <p>(2) 主な指摘・意見</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 920 392 965">所属</th> <th data-bbox="392 920 600 965">主な基金名</th> <th data-bbox="600 920 1417 965">指摘・意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 965 392 1155">計画推進課</td> <td data-bbox="392 965 600 1155">茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金</td> <td data-bbox="600 965 1417 1155"> 【基金管理(出納)カードの記載について】 ○ 銘柄(物品)欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等どの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄(物品)欄には具体的な記載が望ましい。(意見) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1155 392 1554">地域振興課</td> <td data-bbox="392 1155 600 1554">茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金</td> <td data-bbox="600 1155 1417 1554"> 【基金の資金運用の効率性について】 ○ 資金運用方法は単年度運用として1年未満の定期預金での運用を選択しているが、安全性を第一義的に優先しつつ、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべき。(指摘) 【基金の資金計画について】 ○ 基金の資金を効率的に運用するため、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提であり、実務的に可能な限り、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべき。(指摘) </td> </tr> </tbody> </table>	所属	主な基金名	指摘・意見の内容	計画推進課	茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金	【基金管理(出納)カードの記載について】 ○ 銘柄(物品)欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等どの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄(物品)欄には具体的な記載が望ましい。(意見)	地域振興課	茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金	【基金の資金運用の効率性について】 ○ 資金運用方法は単年度運用として1年未満の定期預金での運用を選択しているが、安全性を第一義的に優先しつつ、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべき。(指摘) 【基金の資金計画について】 ○ 基金の資金を効率的に運用するため、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提であり、実務的に可能な限り、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべき。(指摘)		
所属	主な基金名	指摘・意見の内容									
計画推進課	茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金	【基金管理(出納)カードの記載について】 ○ 銘柄(物品)欄に「預金」と記載があるが、普通預金、定期預金、譲渡性預金等どの預金か明らかでない。基金事務の適切性の観点から、銘柄(物品)欄には具体的な記載が望ましい。(意見)									
地域振興課	茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金	【基金の資金運用の効率性について】 ○ 資金運用方法は単年度運用として1年未満の定期預金での運用を選択しているが、安全性を第一義的に優先しつつ、複数年度の運用を前提とした運用も運用方法の一つとして検討すべき。(指摘) 【基金の資金計画について】 ○ 基金の資金を効率的に運用するため、将来の期間においてどの程度の資金収支があるかを計画することが前提であり、実務的に可能な限り、複数年度運用を前提とした資金計画を策定すべき。(指摘)									
<p>※指摘 ...適法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの 意見 ...包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの</p> <p>※政策調整課が所管する「茨城県発電用施設周辺地域振興基金」について、「基金管理(出納)カードの記載について」の意見があったが、防災・危機管理部の事務に係る意見であることから、防災環境産業委員会にて報告</p>											
<p>3 今後の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 1899 392 1944">時期</th> <th data-bbox="392 1899 1417 1944">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 1944 392 1989">3月～5月</td> <td data-bbox="392 1944 1417 1989">監査結果報告(指摘・意見)に対する改善措置を検討</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1989 392 2033">6月中旬</td> <td data-bbox="392 1989 1417 2033">第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 2033 392 2067">7月下旬</td> <td data-bbox="392 2033 1417 2067">監査委員による改善措置の公表</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内容	3月～5月	監査結果報告(指摘・意見)に対する改善措置を検討	6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告	7月下旬	監査委員による改善措置の公表			
時期	内容										
3月～5月	監査結果報告(指摘・意見)に対する改善措置を検討										
6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告										
7月下旬	監査委員による改善措置の公表										

令和 7 年 第 1 回定例会 総務企画委員会資料

提出議案等補足資料（令和 7 年度関係）

第 1 号議案 令和 7 年度茨城県一般会計予算

- ・ シン・いばらきメシプロモーション事業…………… 2
- ・ TX土浦延伸構想推進事業…………… 4
- ・ 地域公共交通経営改善支援事業…………… 6
- ・ 県北誘客促進関連事業…………… 8
- ・ 日立共創プロジェクト推進事業…………… 10

第 28 号議案

- 水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を
定める条例の一部を改正する条例…………… 12

令和 7 年 3 月 13 日

政 策 企 画 部

主要事業等の概要（案）

政策企画部 地域振興課

事業名又は議案の 名称	シン・いばらきメシプロモーション事業【新規】
1 予算額	63,531千円
2 現況・課題	本県にもいわゆる「ご当地グルメ」と言えるものはあるものの、「茨城県といえばこれ」と言えるほど全国に浸透しているものはないという課題があることから、本県を代表する新たな「食」の観光資源を創出するとともに、「食」を通じた地域振興を図るため、「シン・いばらきメシ総選挙2024」（令和6年10月）を開催。
3 必要性・ねらい	「シン・いばらきメシ総選挙2024」のグランプリをはじめとする受賞グルメ等について、県内外に集中的なプロモーションを展開し、新たな食の観光資源として磨き上げることにより、本県への観光誘客や地域振興に繋げる。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 商業施設等とタイアップした「シン・いばらきメシ」フェアの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内百貨店やコンビニエンスストアなどにおける受賞グルメ等のフェア開催 <p>(2) シン・いばらきメシの県内等展開支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞グルメ等の県内提供施設の拡大に向けた支援 <p>(3) メディアや雑誌等を活用したプロモーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ媒体や旅行雑誌等を活用した受賞グルメ等認知拡大や周辺観光施設への誘客 <p>(4) SNS等による広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS等による写真や動画を活用した受賞グルメ等の最新情報の広報
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>【令和6年度の取組】</p> <p>○シン・いばらきメシ総選挙2024</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和6年10月12日～14日（3日間） ・会場：茨城県三の丸庁舎（水戸市） ・来場者：延べ約6万4千人 ・エントリー：44市町村・80グルメ（一般41、スイーツ39） ・グランプリ：一般料理 シン・茨城あげそば（五霞町） スイーツ ダイヤモンブラン（小美玉市） ・メディア掲載状況：72件（テレビ24件、新聞33件、Web15件） <p>○首都圏メディア等対象試食会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和7年1月22日 ・会場：都内レストラン（東京都中央区） <p>○シン・いばらきメシ再集結 in つくば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和7年2月2日 ・会場：つくばセンター広場（つくば市） ・来場者：約1万人 ・提供グルメ：グランプリ含む35グルメ <p>○シン・いばらきメシ再集結 in 牛久</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和7年2月22日 ・会場：牛久シャトー（牛久市） ・来場者：約1万6千人 ・提供グルメ：グランプリ含む35グルメ



シン・いばらきメシプロモーション事業（新規）

【R7当初予算額 64百万円】

政策企画部地域振興課企画調整G（029-301-2732）

「シン・いばらきメシ総選挙2024」（2024年10月開催）のグランプリグルメをはじめとする受賞グルメ等について、県内外に集中的なプロモーションを展開し、食の観光資源として磨き上げることにより、本県への観光誘客や地域振興に繋がります。

- 1 商業施設等とタイアップした「シン・いばらきメシ」フェアの開催（45百万円）
都内百貨店やコンビニエンスストアなどにおける受賞グルメ等のフェア開催
- 2 シン・いばらきメシの県内等展開支援（10百万円）
受賞グルメ等の県内提供施設の拡大に向けた支援
- 3 メディアや雑誌等を活用したプロモーション（5百万円）
ウェブ媒体や旅行雑誌等を活用した受賞グルメ等認知拡大や周辺観光施設への誘客
- 4 SNS等による広報活動（4百万円）
SNS等による写真や動画を活用した受賞グルメ等の最新情報の広報



▲シン・いばらきメシ総選挙2024
表彰式の模様



▲一般料理部門グランプリ
シン・茨城あげそば（五霞町）



▲スイーツ部門グランプリ
ダイヤモンドブラン（小美玉市）

主要事業等の概要（案）

政策企画部 交通政策課

事業名又は議案の 名 称	T X 土浦延伸構想推進事業【新規】										
1 予 算 額	32,639千円										
2 現況・課題	<p>つくばエクスプレス（TX）の土浦延伸については、需要の拡大や採算性の確保などの様々な課題があることから、事業性を高めるための調査・検討を実施し、令和7年2月、関係機関との調整のベースとなる延伸計画の素案を策定した。</p> <p>延伸の実現に向け、まずは次期交通政策審議会の答申において、土浦延伸が国勢の発展に必要な鉄道路線として位置付けられることを目指しており、そのためには関係者との合意形成を図っていく必要がある。</p>										
3 必要性・ねらい	<p>TX土浦延伸計画の具体化に向けて、国、関係都県、鉄道事業者等の関係者との調整を進めていくために必要な追加調査・分析を実施し、延伸計画素案の磨き上げを進め、延伸構想の実現を目指す。</p>										
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>【調査等の内容】</p> <p>(1) 事業費の精査に係る調査（15,279千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の精度を高めるため、最新の地形データ等基礎資料を取得する。 <p>(2) 事業の定量的効果の深度化（17,360千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土浦延伸による定量的な効果について、さらに詳細な調査・分析を実施する。 										
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>○TX延伸構想 事業計画素案（令和7年2月25日公表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土浦延伸に加え、東京延伸との一体整備について、より詳細な需要予測モデルを用いて分析した結果、B/Cが1を上回ることから、いずれも社会的意義のある事業であることが確認できた。 ・採算性も、ともに累積資金収支は黒字化するが、特に東京延伸を一体で実現した場合には、30年以内に累積黒字転換することが見込まれた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">東京延伸一体整備</th> <th style="width: 25%;">土浦延伸単独整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">費用便益比 (B/C)</td> <td style="text-align: center;">1.35</td> <td style="text-align: center;">1.60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">採算性 (累積資金収支黒字転換年)</td> <td style="text-align: center;">27年</td> <td style="text-align: center;">43年</td> </tr> </tbody> </table>			東京延伸一体整備	土浦延伸単独整備	費用便益比 (B/C)	1.35	1.60	採算性 (累積資金収支黒字転換年)	27年	43年
	東京延伸一体整備	土浦延伸単独整備									
費用便益比 (B/C)	1.35	1.60									
採算性 (累積資金収支黒字転換年)	27年	43年									



T X 土浦延伸構想推進事業（新規）

【R7当初予算額 33百万円】

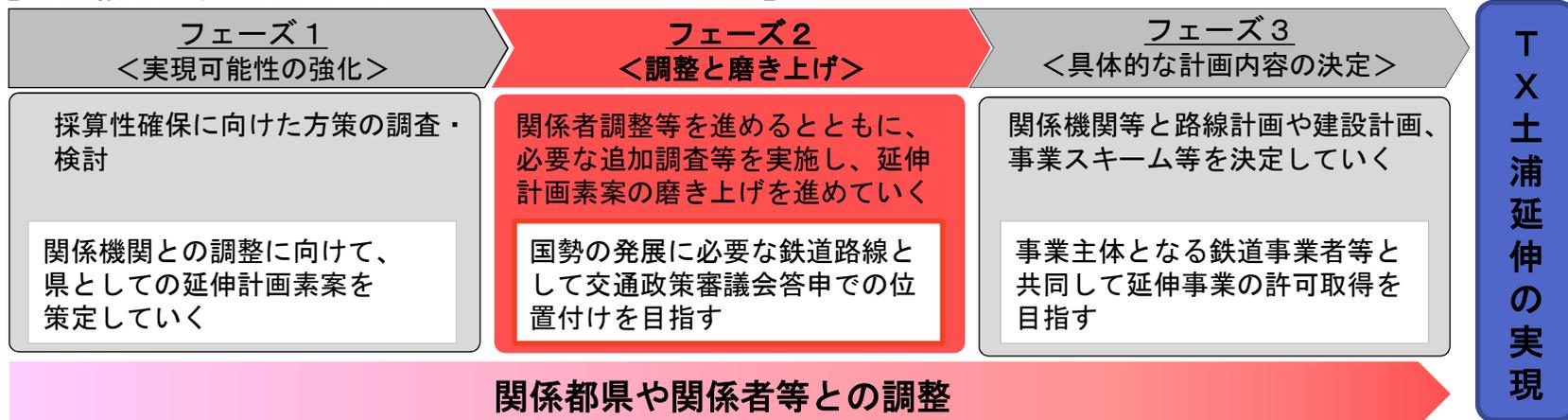
政策企画部交通政策課鉄道G（029-301-2606）

T X 土浦延伸計画の具体化に向けて、国、関係都県、鉄道事業者等の関係者との調整を進めていくために必要な追加調査・分析を実施し、延伸構想の実現を目指します。

- 1 事業費の精査に係る調査（15百万円）
 - ・ 事業費の精度を高めるため、最新の地形データ等基礎資料を取得
- 2 事業の定量的効果の深度化（18百万円）
 - ・ 延伸による定量的な効果について、さらに詳細な調査・分析を実施



【延伸構想の実現に向けた今後の進め方について】



主要事業等の概要（案）

政策企画部 交通政策課

<p>事業名又は議案の 名 称</p>	<p>地域公共交通経営改善支援事業【新規】</p>
<p>1 予 算 額</p>	<p>387,959千円</p>
<p>2 現況・課題</p>	<p>物価高騰や運転士不足の影響を受ける中、交通事業者においては、経営の安定化を図るため、賃上げや業務効率化、運賃改定などの課題に対し、積極的かつ計画的に取り組む必要がある。</p>
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>経営改善に取り組む交通事業者に対し、DX・GXの活用による経営改善や、喫緊の課題であるバス運転士確保に係る取組を支援することにより、地域公共交通の維持・確保を図る。</p>
<p>4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)</p>	<p>(1) 公共交通DX・GXによる経営改善支援事業 (369,940千円) 県内に営業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者、県内地域鉄道事業者のうち経営改善計画書*を提出する事業者に対し、DXによる業務効率化やGXによる省エネ化に係る経費を補助 補 助 率：1／2 補助上限：乗合バス：150万円／事業者 タクシー：6万円／台 鉄 道：250万円／事業者 (例)乗合バス：運行計画作成システム、IT点呼システム 等 タクシー：配車アプリ、ハンディー型キャッシュレス端末 等 鉄道：鉄道施設遠隔管理システム、駅舎のLED照明化 等</p> <p>(2) バス運転士緊急確保事業 (18,019千円) 県内に営業所を有する乗合・貸切バス事業者のうち経営改善計画書*を提出する事業者に対し、バス運転士の採用広報に係る経費を補助 補 助 率：1／2 補助上限：100万円／事業者</p> <p>※経営改善計画書 賃上げ、業務効率化、運賃改定などの実施計画や内容を盛り込んだ計画書</p>
<p>5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)</p>	<p>【財源】 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 【令和6年度実績】 ○一般乗合旅客運送事業者業務効率化支援事業（6月補正） ・県内に営業所を有する乗合バス事業者に対し、DX活用による業務効率化に係る経費を支援 (実績見込：4事業者 5,183千円)</p>



地域公共交通経営改善支援事業（新規）

【R7当初予算額 388百万円】

政策企画部交通政策課地域交通G（029-301-2604）

鉄道G（029-301-2606）

物価高騰や運転士不足の影響を受ける中で経営改善に取り組む交通事業者に対し、DX・GXの活用による経営改善やバス運転士確保の更なる取組を支援します。

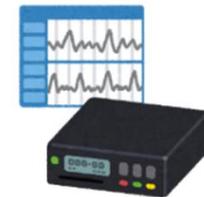
1 公共交通DX・GXによる経営改善支援事業（370百万円）

＜補助対象＞ 県内に営業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者、県内地域鉄道事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者

＜対象経費＞ DXによる業務効率化やGXによる省エネ化に係る経費

＜補助率＞ 1/2

＜補助上限＞ 乗合バス：15百万円/事業者 タクシー：6万円/台 鉄道：25百万円/事業者



2 バス運転士緊急確保事業（18百万円）

＜補助対象＞ 県内に営業所を有する乗合・貸切バス事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者

＜対象経費＞ バス運転士の採用広報に係る経費

＜補助率＞ 1/2

＜補助上限＞ 10万円/事業者



※経営改善計画書：賃上げ、業務効率化、運賃改定などの実施計画や内容を盛り込んだ計画書

主要事業等の概要

政策企画部 県北振興局

事業名又は議案の名称	県北誘客促進関連事業																																		
1 予算額	118,900千円																																		
2 現況・課題	<p>県北地域は、豊かな自然環境やそれらを活かした「常陸国ロングトレイル」などの魅力的な地域資源を有している。</p> <p>今後は、これらの地域資源を有効に活用し、誘客・交流人口の拡大を図っていく必要がある。</p>																																		
3 必要性・ねらい	<p>県北地域の多様な地域資源の活用や周遊イベントの実施により国内外からの誘客促進に取り組む。</p>																																		
4 事業の内容 (事業フロー、年次別・全体計画等)	<p>(1) 県北ニューツーリズム推進事業 (98,900千円)</p> <p style="margin-left: 20px;">①常陸国ロングトレイルを核にした国内外からの誘客促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周遊型観光への誘引及び観光事業者の掘り起こし・取組支援 ・インバウンド向け旅行商品の造成・販売促進、実施体制整備 <p style="margin-left: 20px;">②ロングトレイルコースの整備・活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コース整備、マップ作成、HP管理 <p>(2) デジタル里山アドベンチャー事業 (20,000千円)</p> <p style="margin-left: 20px;">アニメ等コンテンツとコラボした周遊の仕組みを構築し、ファミリー層・若年層の誘客と消費額の増加を促進</p>																																		
5 参考事項 (過去の実績、他県の状況、関連データ等)	<p><参考>アウトドアスポーツイベント事業 [スポーツ推進課] (37,500千円) 【新規】</p> <p style="margin-left: 20px;">茨城の誇るアウトドア資源「サイクリングルート」と「トレイルコース」を使った国内唯一無二のサバイバルレース「BIKE&TRAILRUN OKUKUJI (仮称)」の開催</p> <p>【常陸国ロングトレイルコース整備状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 60%;">整備区間</th> <th style="width: 30%;">距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>大子町</td> <td>約 14 km</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>大子町～常陸太田市</td> <td>約 39 km</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>高萩市～日立市～常陸太田市</td> <td>約 52 km</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>常陸太田市～高萩市～北茨城市 常陸太田市～常陸大宮市</td> <td>約 114 km</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>常陸太田市 常陸大宮市～大子町</td> <td>約 56 km (予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【常陸国ロングトレイルへの来場者数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 15%;">R2</th> <th style="width: 15%;">R3</th> <th style="width: 15%;">R4</th> <th style="width: 15%;">R5</th> <th style="width: 20%;">R6(4～1月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者数(人)</td> <td>2,091</td> <td>3,660</td> <td>9,912</td> <td>45,249</td> <td>88,085</td> </tr> </tbody> </table>					年度	整備区間	距離	R2	大子町	約 14 km	R3	大子町～常陸太田市	約 39 km	R4	高萩市～日立市～常陸太田市	約 52 km	R5	常陸太田市～高萩市～北茨城市 常陸太田市～常陸大宮市	約 114 km	R6	常陸太田市 常陸大宮市～大子町	約 56 km (予定)	年度	R2	R3	R4	R5	R6(4～1月末)	来場者数(人)	2,091	3,660	9,912	45,249	88,085
年度	整備区間	距離																																	
R2	大子町	約 14 km																																	
R3	大子町～常陸太田市	約 39 km																																	
R4	高萩市～日立市～常陸太田市	約 52 km																																	
R5	常陸太田市～高萩市～北茨城市 常陸太田市～常陸大宮市	約 114 km																																	
R6	常陸太田市 常陸大宮市～大子町	約 56 km (予定)																																	
年度	R2	R3	R4	R5	R6(4～1月末)																														
来場者数(人)	2,091	3,660	9,912	45,249	88,085																														



県北誘客促進関連事業

【R7当初予算額 156百万円】

(R6当初予算額 141百万円)

政策企画部県北振興局振興G	(029-301-2715)
企画G	(029-301-2727)
県民生活環境部スポーツ推進課サイクリングG	(029-301-2735)

県北地域の多様な地域資源（奥久慈里山ヒルクライムルート、常陸国ロングトレイルなど）の活用や周遊イベントの実施により、国内外からの誘客促進に取り組みます。

1 アウトドアスポーツイベント事業（37百万円）【新規】

茨城の誇るアウトドア資源「サイクリングルート」と「トレイルコース」を使った国内唯一無二のサバイバルレース「BIKE&TRAILRUN OKUKUJI（仮称）」の開催



サイクリング

2 県北ニューツーリズム推進事業（99百万円）

- (1) 常陸国ロングトレイルを核にした国内外からの誘客促進
 - ・周遊型観光への誘引及び観光事業者の掘り起こし・取組支援
 - ・インバウンド向け旅行商品の造成・販売促進、実施体制整備
- (2) ロングトレイルコースの整備・活用等
 - ・コース整備、マップ作成、HP管理



トレイル

3 デジタル里山アドベンチャー事業（20百万円）

アニメ等コンテンツとコラボした周遊の仕組みを構築し、ファミリー層・若年層の誘客と消費額の増加を促進



まちなか周遊

主要事業等の概要

政策企画部 県北振興局

事業名又は議案の 名 称	日立共創プロジェクト推進事業【新規】
1 予 算 額	37,778千円
2 現況・課題	日立市と日立製作所は、2023年12月に「デジタルを活用した次世代未来都市（スマートシティ）計画に向けた包括連携協定」を締結し、デジタル健康・医療・介護の推進、グリーン産業都市の構築などを軸とする共創プロジェクトを推進することとしている。
3 必要性・ねらい	日立市と日立製作所の協働によるスマートシティの実現に向けた「共創プロジェクト」を促進し、県北地域の振興や地域課題の解決につなげていくため、医療・介護分野のデジタル化を図るモデル的取組への支援などを行う。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 地域医療のデジタル化に向けた取組への支援(1,966千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した医療提供体制の確保に向けた取組の効果を検証 ・日立市内の子育て世帯等を対象とした夜間のオンライン診療及び医師によるオンライン医療相談の導入に係る事業に対して補助（市負担分の1/2を補助） <p>(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組への支援 (1,867千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した医療・介護連携の効果を検証 ・ICTツールにより、医療機関、介護事業所、家族等の関係者が要介護者等の情報を共有し、きめ細かな医療・介護サービスの提供を図るモデル事業に対して補助（市負担分の1/2を補助） <p>(3) 日立市内県有施設への電気自動車導入（33,945千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車に代替可能な公用車6台すべてに電気自動車を導入（導入施設：日立保健所(5台)、日立港区事業所(1台)） ・地域内の再エネ発電により生じた余剰電力の活用先の一つにEVを位置づけ、災害時は避難所の電源としても活用するという共創プロジェクトの取組との連携を検討
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>【共創プロジェクト各テーマ概要】</p> <p>①グリーン産業都市の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した地域産業の脱炭素化の促進により「世界に誇れる産業脱炭素都市」をめざすもの。 <p>②デジタル健康・医療・介護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した住民の健康維持・増進により「住めば健康になるまち日立市」をめざすもの。 <p>③公共交通のスマート化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用した地域の交通手段の利便性向上により「ヒトとモビリティとが共生するまち」をめざすもの。



日立共創プロジェクト推進事業（新規）

【R7当初予算額 38百万円】

政策企画部県北振興局振興G	(029-301-2715)
保健医療部医療政策課医療計画G	(029-301-3124)
保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室	(029-301-3332)
県民生活環境部環境政策課環境企画G	(029-301-2933)

日立市と日立製作所の協働によるスマートシティの実現に向けた「共創プロジェクト」を促進し、県北地域の振興や地域課題の解決につなげていくため、医療・介護分野のデジタル化を図るモデル的取組への支援などを行います。

1 地域医療のデジタル化に向けた取組への支援（2百万円）

- ・ デジタル技術を活用した医療提供体制の確保に向けた取組の効果を検証
- ・ 日立市内の子育て世帯等を対象とした夜間のオンライン診療及び医師によるオンライン医療相談の導入に係る事業に対して補助（市負担分の1/2を補助）



2 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組への支援（2百万円）

- ・ デジタル技術を活用した医療・介護連携の効果を検証
- ・ ICTツールにより、医療機関、介護事業所、家族等の関係者が要介護者等の情報を共有し、きめ細かな医療・介護サービスの提供を図るモデル事業に対して補助（市負担分の1/2を補助）



3 日立市内県有施設への電気自動車導入（34百万円）

- ・ 電気自動車に代替可能な公用車6台すべてに電気自動車を導入
導入施設：日立保健所（5台）、日立港区事業所（1台）
- ・ 地域内の再エネ発電により生じた余剰電力の活用先の一つにEVを位置づけ、災害時は避難所の電源としても活用するという共創PJの取組との連携を検討



条 例 （ 案 ） の 概 要

政策企画部 水政課

条例の名称	水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】													
1 制定（改正）の理由・根拠	水道法において、専用水道の設置者が地方公共団体である場合、条例で水道技術管理者の資格要件を（水道法施行令で定める要件を参酌して）定めることとされているが、今般、水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第102号）が令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするもの。													
2 制定（改正）の目的	本条例を水道法施行令に合わせたものとする。													
3 背景・必要性	水道技術管理者の資格要件を条例で定めるに当たり、水道法施行令を参酌することとされ、当該施行令が改正されることから、本条例においても所要の改正を行う。													
4 内 容	<p>水道技術管理者の資格要件として、学歴及び学科要件に加え、技術上の実務経験年数が定められており、以下のとおり、その資格要件の一部改正を行う。</p> <p>(1) 実務経験年数に係る軽減措置（半減）の対象となる規模を改正（一日最大給水量1,000m³/日以下→10,000m³/日以下）。</p> <p>(2) 大学の土木工学科等を卒業した者について、大学で履修した学科目にかかわらず、実務経験年数を統一。</p> <p>(3) 学科制から課程制への移行を考慮し、「学科目」から「課程」へ文言を改正。</p> <p style="text-align: center;">（参考）水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の改正概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 45%;">改正案</th> <th style="width: 50%;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>1日最大給水量が<u>10,000立方メートル</u>以下である専用水道は、水道技術管理者になるために必要な水道の実務に従事した経験年数を半分に読み替える (例) 大 学(土木)：3年→1年6月以上 短大等(〃)：5年→2年6月以上 高校等(〃)：7年→3年6月以上</td> <td>1日最大給水量が<u>1,000立方メートル</u>以下である専用水道は、水道技術管理者になるために必要な水道の実務に従事した経験年数を半分に読み替える (例) 大 学(土木)：3年→1年6月以上 短大等(〃)：5年→2年6月以上 高校等(〃)：7年→3年6月以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>大学において<u>土木工学科等を卒業後、3年以上水道の実務に従事した者</u></td> <td>大学の<u>土木工学科等において衛生工学又は水道工学を卒業後、2年以上水道の実務に従事した者</u> 大学の<u>土木工学科等において衛生工学及び水道工学以外の学科目を卒業後、3年以上水道の実務に従事した者</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の<u>課程</u>又はこれらに相当する<u>課程</u>を卒業後、一定の年数以上水道の実務に従事した者</td> <td>学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する<u>学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を卒業後、一定の年数以上水道の実務に従事した者</td> </tr> </tbody> </table>		区分	改正案	現行	(1)	1日最大給水量が <u>10,000立方メートル</u> 以下である専用水道は、水道技術管理者になるために必要な水道の実務に従事した経験年数を半分に読み替える (例) 大 学(土木)：3年→1年6月以上 短大等(〃)：5年→2年6月以上 高校等(〃)：7年→3年6月以上	1日最大給水量が <u>1,000立方メートル</u> 以下である専用水道は、水道技術管理者になるために必要な水道の実務に従事した経験年数を半分に読み替える (例) 大 学(土木)：3年→1年6月以上 短大等(〃)：5年→2年6月以上 高校等(〃)：7年→3年6月以上	(2)	大学において <u>土木工学科等を卒業後、3年以上水道の実務に従事した者</u>	大学の <u>土木工学科等において衛生工学又は水道工学を卒業後、2年以上水道の実務に従事した者</u> 大学の <u>土木工学科等において衛生工学及び水道工学以外の学科目を卒業後、3年以上水道の実務に従事した者</u>	(3)	学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の <u>課程</u> 又はこれらに相当する <u>課程</u> を卒業後、一定の年数以上水道の実務に従事した者	学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する <u>学科目</u> 又はこれらに相当する <u>学科目</u> を卒業後、一定の年数以上水道の実務に従事した者
区分	改正案	現行												
(1)	1日最大給水量が <u>10,000立方メートル</u> 以下である専用水道は、水道技術管理者になるために必要な水道の実務に従事した経験年数を半分に読み替える (例) 大 学(土木)：3年→1年6月以上 短大等(〃)：5年→2年6月以上 高校等(〃)：7年→3年6月以上	1日最大給水量が <u>1,000立方メートル</u> 以下である専用水道は、水道技術管理者になるために必要な水道の実務に従事した経験年数を半分に読み替える (例) 大 学(土木)：3年→1年6月以上 短大等(〃)：5年→2年6月以上 高校等(〃)：7年→3年6月以上												
(2)	大学において <u>土木工学科等を卒業後、3年以上水道の実務に従事した者</u>	大学の <u>土木工学科等において衛生工学又は水道工学を卒業後、2年以上水道の実務に従事した者</u> 大学の <u>土木工学科等において衛生工学及び水道工学以外の学科目を卒業後、3年以上水道の実務に従事した者</u>												
(3)	学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の <u>課程</u> 又はこれらに相当する <u>課程</u> を卒業後、一定の年数以上水道の実務に従事した者	学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する <u>学科目</u> 又はこれらに相当する <u>学科目</u> を卒業後、一定の年数以上水道の実務に従事した者												

5 効果・影響	水道技術管理者の資格について、国と整合性を保つことができる。
6 施行日	令和7年4月1日
7 参考事項	<p>(1) 水道技術管理者について 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を一人置かなければならない。 ※水道技術管理者が行う主な業務 水道施設の基準適合に係る検査、定期及び臨時の水質検査消毒等の衛生上の措置、給水の緊急停止に関する業務等</p> <p>(2) 専用水道について 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道等であって、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの又は一日最大給水量が20立方メートルを超えるもの。</p> <p>(3) 本県が設置する専用水道 12施設（県庁舎、県立中央病院、つくばサイエンス高校、土浦湖北高校、上田沢アパート、若宮アパート（2施設）、六番池アパート、双葉台アパート、桜ヶ丘アパート、三反田アパート、神立アパート）</p>

条例改正議案「新旧対照表」目次

改正条例の名称	頁
○水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	15

改正案	現行
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第3項に規定する短期大学を除く_____。）において土木工学科又はこれに相当する課程_____を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校又は同法第108条第3項に規定する短期大学（同法第83条の2第1項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前3号_____に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程_____又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第2号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第3項に規定する短期大学を除く。以下同じ。）の_____土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) <u>学校教育法第1条に規定する大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校又は同法第108条第3項に規定する短期大学（同法第83条の2第1項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を含む。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) <u>第1号、第3号及び前号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目_____を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>

(5) (略)

(6) (略)

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第2号中_____
_____「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第3号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第4号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) (略)

(7) (略)

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年_____以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第5号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第6号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。